

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年4月23日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年3月17日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年4月から39年5月までは1万円、同年6月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から40年6月までは1万6,000円、同年7月から41年9月までは2万円、同年10月から42年2月までは2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月23日から42年3月17日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については厚生年金保険に加入していた事実が確認できない旨の回答を得た。

しかし、申立期間当時、自分がA事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が申立人の生年月日と一部相違しているものの、氏名が申立人の旧姓と同姓の記録が発見され、当該記録は、昭和37年4月23日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、資格喪失日は記入されていないが、オンライン記録では42年3月17日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、A事業所の従業員名簿及び雇用保険の加入記録により、申立期間についてA事業所に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人の失業保険被保険者証において、健康保険厚生年金保険被保険者名簿と同様に生年月日が一部相違しているものの、正しい生年月日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和37年4月23日に被保険者資格を取得し、42年3月17日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁が管理するオンライン記録から、昭和37年4月から39年5月までは1万円、同年6月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から40年6月までは1万6,000円、同年7月から41年9月までは2万円、同年10月から42年2月までは2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から5年1月まで
申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行に持って行き、納付書で納付していたので、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自らの国民年金保険料と併せて、その夫の保険料も一緒に納付していたと述べており、申立人の主張どおり、婚姻後の申立人夫婦の納付記録がほぼ同一であることから、夫婦同時に保険料を納付していたと推認されるが、申立期間の保険料は、申立人の夫も未納となっている。

また、申立期間当時、申立人の子供の療養のため、何度か転居していたと述べているが、それぞれの場所にどのくらい居住していたのか不明であるとしている上、申立人が保管している国民年金手帳を見ると、平成3年8月26日に住所変更した際の履歴しか記載されていないなど、申立人が転居の都度、国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていたことがうかがえず、申立期間のうち、平成4年度分については国民年金保険料の納付書が届いていなかった可能性がある。

さらに、申立人は申立期間以外にも複数回の未納期間があり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に 60 歳になった時、国民年金に任意加入できることを知り、市役所で加入手続を行い、65 歳になるまでの 5 年間保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「昭和 60 年 3 月に 60 歳になった時、厚生年金保険脱退後すぐに国民年金に任意加入し保険料を納付した。」と主張しているが、国民年金法は昭和 61 年 4 月に改正され、それまでは、日本国内に住所を有する満 60 歳以上 65 歳未満の者が任意加入できる規定は無かったことから、国民年金に加入できず、制度改正の同年 4 月から国民年金に任意加入し保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から46年3月まで
国民年金は、町内の人に勧められ昭和44年ごろ加入した。私たち夫婦の保険料を2人分まとめて封筒に入れて集金人に払ったので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月ごろ、未納期間をまとめて集金人に預けたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は47年4月ごろに払い出され、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払出されたことも確認できないことから、このころ国民年金の加入手続を行い、44年9月1日にさかのぼって資格取得していると考えられ、申立期間の一部は時効のため納付できない上、申立人が保険料を集金人に払ったと主張する45年12月ごろは、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出される前となることから、その主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間について集金人に保険料を払ったのは一度だけで、その後は、集金人に依頼したことも特例納付した記憶も無いと言っており、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄から、申立期間直後の昭和46年4月から47年3月までの期間の保険料が過年度納付していることが確認できることから、申立人がまとめて納付したとする保険料は、この期間のものと推測される。

さらに、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されているその妻も、申立期間は未納期間となっている上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から63年6月まで

私は、会社を退職した時は健康保険証が無くなるので、必ず国民健康保険及び国民年金に加入していた。国民年金や健康保険等の手続や保険料の納付については、私が家族全員の分を一緒に行っており、申立期間の妻の年金記録は加入の上、納付済みとなっているのに、私の年金手帳の加入記録が訂正され、未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金及び国民健康保険は、同一の手続により加入できたと述べているが、申立期間当時、申立人の居住する市では、各窓口は分かっていたなどの状況から、別々に加入手続を行う必要があったと考えられる。

また、申立人の妻について、当初、昭和62年3月から63年6月までの期間はその前の期間から引き続いて第3号被保険者とされていたが、63年8月に当該期間は第1号被保険者に種別変更され、62年3月分の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる。

このことから、申立人が同年3月に退職した時点では、その妻の種別変更がされておらず、63年7月に申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得したことを契機に被保険者の種別が訂正されたため、さかのぼって保険料を納付したと推測される。

一方、申立人は、申立期間当時、共済年金の受給者であり、申立期間は任意加入対象期間となるため、その妻に係る種別変更がされた昭和63年8月時点では、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできず、その妻の保険料と併せて申立期間の保険料を納付することはできな

ったと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金と国民健康保険の保険料の区別が曖昧で、これらの納付状況が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

国民年金の制度が始まった時に夫から勧められて、自分で国民年金の加入手続をし、近くの郵便局で国民年金保険料を納付した。

当時、金銭的に困っておらず、私は几帳面な性格なので、申立期間が未加入とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、郵便局で国民年金保険料を納付していたと述べているものの、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な記憶に乏しく、納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年10月22日に払い出されており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがわれず、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、申立期間当時、申立人は任意加入対象者であったことから、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料を納付することはできないため、加入手続を行った37年10月から保険料の納付を開始したと見るのが自然である。

さらに、申立人は、現在、申立期間当時の国民年金手帳を所持しておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年3月まで

私は、国民年金の加入時に数年か分の保険料をまとめて納付した。それから5、6年までは経過していない何年後に納付書が郵送されてきたため、市役所で5万円から9万円ぐらいの保険料を2回納付した。また、60歳に達する数か月前に、市役所で9,000円か1万円納付した。

自分の特殊台帳（マイクロフィルム）に記載された住所が不適切に変更されたままであり、記録管理上の疑念もあることなどから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推測され、「加入時に納付期間が25年間になるよう市役所職員に言われ、納付した。」と述べていることから、加入したとみられる時点において実施されていた第2回特例納付制度（昭和49年1月から50年12月まで）により年金受給権を取得できるよう特例納付月数を計算し納付したと思われ、申立期間直前の36年4月から40年3月までの期間が特例納付されている記録に不自然な点はみられず、申立期間の保険料を加入時にまとめて納付したとは考え難い。

また、申立人は国民年金加入後5、6年までは経過していない時期に5万円から9万円ぐらいの保険料を2回に分けて納付したとしており、その時期には、第3回特例納付制度（昭和53年7月から55年6月まで）が実施されているが、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合、その保険料額は38万4,000円となり、申立人の記憶とは大きく異なる。

さらに、申立人は申立期間の一部は少なくとも納付済みではないかと述

べるなど、納付期間に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、また、60歳に達する数か月前も9,000円か1万円納付したと述べているが、当該納付時に特例納付は実施されておらず、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）に記載された住所は不適切に変更されているが、当該住所に居住していた者は、国民年金被保険者資格を取得しておらず、申立人の納付記録が誤って他者に記録されたこともうかがわれぬ上、ほかに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年7月までの期間及び38年10月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年11月から38年7月まで
②昭和38年10月から39年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時住んでいた市の集金人が自宅まで来てくれて、その人に納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「市の集金人に国民年金保険料を納付した。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和37年11月ごろであり、申立期間①のうち36年11月から37年3月までの保険料は過年度となるため市で収納することは考えにくい上、申立人がさかのぼって保険料を納付したこともうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳の昭和37年度及び38年度の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無く、その右側の切り離された頁(国民年金印紙検認台紙)の割り印は、39年度の4月から同年6月までの検認印(昭和39年7月10日付け)と同一であるのが確認できることから、この時点で37年度及び38年度の保険料は未納であったと考えられる上、申立人が記憶している国民年金手帳に貼^はって^られていた国民年金印紙は、当時の実際の印紙のデザインとは異なる。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその元夫も申立期間①及び②については未納となっている上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年2月までの期間、46年2月から同年8月までの期間及び平成3年5月から5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年1月から45年2月まで
②昭和46年2月から同年8月まで
③平成3年5月から5年1月まで

申立期間①、②について、結婚する前は、父親が国民年金の加入手続と保険料を納付してくれたと聞いている。

申立期間③については、結婚後、妻の国民年金保険料も自分が銀行で納付していたので、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとしている申立人の父親は、既に他界しており、当時の状況は不明である

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月ごろに払い出されており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがわれないことから、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、申立期間①当時、申立人は学生であったと述べており、任意加入対象期間であることから、制度上、加入手続を行った時点で当該期間にさかのぼって資格取得することはできないため、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が保管している国民年金手帳（昭和46年12月3日発行）を見ると、最初の資格取得日が46年9月17日と記載され、申立期間①及び②は未加入期間となっている上、当該期間の国民年金保険料を

納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

- 2 申立期間③について、申立人は、自らの国民年金保険料と併せて、その妻の保険料も一緒に納付していたと述べており、申立人の主張どおり、婚姻後の申立人夫婦の納付記録がほぼ同一であることから、夫婦同時に保険料を納付していたと推認されるが、申立期間の保険料は、申立人の妻も未納となっている。

また、申立期間当時、申立人の子供の療養のため、何度か転居していたと述べているが、それぞれの場所にどのくらい居住していたのか不明であるとしている上、申立人が保管している国民年金手帳を見ると、平成3年8月26日に住所変更した際の履歴しか記載されていないなど、申立人が転居の都度、国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていたことがうかがえず、申立期間のうち、平成4年度分については、国民年金保険料の納付書が届いていなかった可能性がある。

さらに、申立人は申立期間以外にも複数回の未納期間があり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで
ねんきん特別便では昭和 33 年 3 月 1 日から被保険者となっているが、中学校卒業と同時に 29 年 4 月から叔父が経営する A 事業所に入社している。当時は身体が余り丈夫ではなく健康保険被保険者証を所持していたはずである。

上記の期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は申立期間において A 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人は A 事業所で初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したとしていることから、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したところ、昭和 33 年 3 月 1 日に同事業所で申立人の被保険者記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人と同じく同年 3 月 1 日に同番号が払い出されている同僚も、それ以前から勤務していたことを証言しており、当該事業所は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人は申立期間当時、歯科医院や病院に通院した際に健康保険被保険者証を使ったとしているが、病院の名称、所在地等が不明であり、政府管掌健康保険の被保険者であったことを確認できる資料が無く、申立てに係る事実を確認することができなかった。

さらに、A 事業所は既に全喪しており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、事業主の遺族に申立期間当時における厚生年金保険の適

用、厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、「当時の帳簿などは既に廃棄しており詳細は分からない。」との回答を得た。

加えて、申立人は昭和 32 年 8 月 26 日から雇用保険に加入していることが確認できる。

なお、社会保険事務所が管理する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和 23 年 9 月 1 日取得）から申立人の同番号*番（昭和 33 年 3 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は同番号*番以外に見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 4 月まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の前に勤務していたB事業所を昭和33年4月10日に退職し、その後すぐに、A事業所に勤務したと主張しているが、一方で、B事業所を退職後、失業給付を受給していたとも供述しており、申立期間と失業給付期間が重なり矛盾がみられることから、勤務時期等についての記憶が曖昧である。

また、申立人は当時の同僚を一切記憶していなかったが、申立人について唯一記憶があった同僚は、「自分は学卒直後の昭和33年4月より働き始めたが、申立人は自分より後に入社し同時期に退職した記憶がある。」と証言しており、申立人の入社時期及び退職時期については、特定することができない。また、証言をした同僚の厚生年金保険の加入日は、昭和33年10月1日となっていることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所は、社会保険事務所の記録によれば、昭和33年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、社会保険事務所が管理する

当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※番（昭和 33 年 8 月 1 日取得）から最終の同番号※※番（昭和 33 年 10 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 13 日から 34 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同様の業務に従事していたと記憶している同僚 2 名については、社会保険事務所が管理する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名を確認することができず、うち 1 名については、申立期間の途中から別事業所で厚生年金保険の被保険者になっていることが確認できる。

また、申立人と同じ昭和 34 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚に、申立期間における申立人の勤務状況等について照会したが、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、A 事業所において厚生年金保険の被保険者であった当時の事業主の子であるという者に、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料の控除の状況について照会したところ、「父親は既に亡くなっており、当時の資料は何も無く、自分は厚生年金保険の手続に関与していなかったため分からない。」との回答であった。

なお、社会保険事務所が管理する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※番（昭和 31 年 7 月 1 日取得）から申立人が同事業所で資格を取得した同番号※※番（昭和 34 年 6 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当た

らず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月ごろから 42 年 3 月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、自分はA事業所に住み込みで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市役所の記録から、申立人が住み込みで勤務していたとするA事業所の所在地に、申立人は住民票を昭和 41 年 8 月に移したことが確認できることから、当該事業所に勤務していたことはうかがえるものの、申立人が入退社時に勤務していたと記憶する同僚の厚生年金保険の加入記録及び申立人の住民票の記録から、当該事業所における申立人の勤務期間は申立期間より短かったことがうかがえる。

また、複数の同僚から聴取したところ、申立人について記憶している者は確認できず、申立期間当時のA事業所については、「業務が忙しく、複数の職人が臨時に手伝いに来ていた。」と証言しており、また申立人も「C業のD組合（仕事を紹介する組織）に加入しており、同業の他の事業所の手伝いに行ったこともあった。」と証言していることから、申立人は当該事業所に臨時に雇用されていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録を確認することはできない。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号※※番（昭和 40 年 4 月 3 日取得）から同番号※※※番（昭和 42 年 8 月 2 日取得）までの被保険者を確認したが、申立人

の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年4月の前後2年以内に資格を喪失した者10名において、連絡先が把握できた3名のうち2名は、いずれも事業所の勧めで脱退手当金を受給したことを認めているほか、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年9月16日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 15 日から 40 年 11 月 25 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、
申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所は個人事業所として厚生年金保険の適用を受けており、厚生年金保険法第9条の規定に基づき、個人事業主及び事業主と生計を一にする親族は被保険者資格を取得することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、A事業所は自宅を兼ねていて家族と同居していたと述べており、戸籍謄本及びその附票から申立人は父親と同居しており、商業登記簿から申立人の父親が当該事業所の個人事業主であり、事業所の所在地が申立人の住所地と一致することが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和40年11月26日は、A事業所の法人設立日と一致し、申立人の両親も同日に資格を取得している。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号※※番(昭和37年8月1日取得)から同番号※※番(昭和42年1月6日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人は同番号※※番として昭和40年11月26日に資格を取得した記録が確認できるほかには、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 13 日から 44 年 5 月 25 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、B市内にあったA事業所で働いていたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の上司及び同僚等の氏名を記憶していないため、申立てに係る事実について証言を得ることはできなかった。

また、申立てに係る事業所が加入していたE健康保険組合に照会したところ、昭和 42 年から保管している健康保険の被保険者記録において、申立人の記録を確認することはできなかったと回答している。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録を確認することはできなかった。

加えて、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※※番（昭和 43 年 3 月 1 日取得）から同番号※※※番（昭和 44 年 7 月 21 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

また、社会保険庁が管理している記録には、申立期間において、申立人がA事業所があったと記憶しているB市内には、申立てに係る事業所と名称が類似しているC事業所があったことが確認でき、社会保険事務所が管

理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※番（昭和42年12月23日取得）から最終の同番号※※番（昭和44年2月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

さらに、申立人がA事業所があったと記憶している所在地を管轄する法務局に、商業登記簿謄本を請求したところ、申立てに係る事業所の名称と類似の商号であるD事業所を確認することができ、社会保険事務所が管理するD事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※※番（昭和43年3月11日取得）から同番号※※※番（昭和44年7月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から4年4月2日まで

A事業所を定年退職後も、常勤の職員として勤務を継続していた。申立期間が厚生年金保険被保険者となっていないことは不自然であり、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の在職証明及び雇用保険の記録から、申立人はA事業所に勤務していたことがわかる。

しかし、申立人は平成元年4月1日から3年3月31日までは、B共済組合の任意継続組合員であることが確認でき、3年4月1日から4年4月3日までは、居住する市町村の国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立期間において、厚生年金保険及び健康保険の被保険者ではないことがわかる。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号※番（昭和46年4月1日取得）から申立人が厚生年金保険の資格を取得した同番号※※番（平成4年4月2日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。